監査報告書

公益社団法人 日本写真協会 代表理事会長 青木良和 殿

令和7年4月21日

公益社団法人 日本写真協会 監事 山村 一仁

(EII)

公益社団法人 日本写真協会 監事 原 直久

(EJJ)

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの理事の職務の執行を監査いた しました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしまた。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類 (貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検 討いたしました。

2 監査意見

- (1) 事業報告等の監査結果
- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産および損益の状況をすべ ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上